

日本女子テニス連盟栃木県支部規約

第1条（総則）

- （1）本支部は、日本女子テニス連盟栃木県支部（以下本支部という）と称する。
- （2）本支部は、日本女子テニス連盟に所属し、事務局を栃木県内に置くものとする。

第2条（目的）

本支部は、スポーツ精神に基づき、次の目的をもって活動方針とする。

- （1）テニスを通して広く親睦を深め、心身の健康と技術の向上を図る。
- （2）女子テニスの普及・発展・及びジュニアテニスの指導育成に貢献するという本部の活動目的を理解し、これを支援する。

第3条（事業）

本支部は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- （1）トーナメント
- （2）親睦会
- （3）広報誌発行
- （4）その他、目的達成のために必要な事業

第4条（構成）

県内に在住、又は県内のクラブに所属するテニス愛好家で、支部の活動目的に賛同する者によって構成される。

第5条（会員及び会費）

- （1）会員は支部の主催する行事・トーナメント等に参加できる。
- （2）会員は団体加盟とし、次に定める入会金及び年会費を納入する。
①入会金 1,000円 ②年会費 1,500円
- （3）入会は入会金及び会費の納入をもって入会とする。

第6条（役員）

- （1）構成 ①支部長 ②副支部長 ③理事長 ④副理事長 ⑤事務局 ⑥会計 ⑦広報
⑧理事 ⑨会計監査
①～⑦をもって常務理事と称す。
- （2）選出 支部長・副支部長は、常務理事会に於いてこれを推薦し、総会に於いて承認する。
理事長・副理事長・事務局・会計・広報・理事・会計監査は支部長が推薦し、
総会に於いて承認する。必要に応じて参与を選出することが出来る。
- （3）任期 すべての役員の任期は2年とし、再選は妨げない。

第7条（会議）

- （1）総会 総会は毎年1回行うものとする。但し、常務理事会に於いて必要と認められた時は臨時招集する。
総会に於いては次の事項が諮られ、出席者の過半数をもって議決される。
①事業報告 ②会計報告及び監査報告 ③事業計画案 ④予算案 ⑤役員承認
⑥本規約の改正 ⑦その他必要事項
- （2）常務理事会 常務理事会は本支部の議決機関であり、本支部の運営を行う。
- （3）委員会 常務理事会が必要と認めた時は、別に委員会を設けることが出来る。

第8条（会計）

- （1）本支部の運営費は下記のものにより支弁する。
①入会金及び年会費 ②各種補助金及び助成金 ③事業に伴う余剰金
④一般寄付金 ⑤前年度繰越金 ⑥その他の収入
- （2）本支部の会計年度は毎年3月1日より2月末日迄とする。

第9条（慶弔費）

- （1）会員及び賛助会員死亡の場合は、弔慰金5,000円をおくるものとする。
- （2）その他、必要とされる場合は、常務理事会により決定する。

【付 則】 1. 本規約は、総会の議決がなければ変更することは出来ない。

2. 本規約の施行に必要な細則は、常務理事会で別に定める。

3. 本規約は、平成14年4月1日より適用する。

改正：平成15年4月1日 一部改正 第5条（2）（3）

平成19年4月1日 一部改正 第6条（1）（2）、第8条（2）

平成20年4月1日 追加 第9条

令和4年4月1日 一部改正 第6条（1）（2）